

器具・容器包装、おもちゃ等の安全確保

器具・容器包装及びおもちゃ等とは

○器具

- ・飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物



○容器包装

- ・食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの

○おもちゃ

- ・乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するもの
 - ①乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ
 - ②アクセサリーがん具(乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。)、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具、(口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。)、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用品
 - ③前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ



○洗浄剤

- ・野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるもの



規格、基準の策定等

○器具・容器包装

(個別規格の設定)

- ・合成樹脂製の器具又は容器包装
- ・ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引きの器具又は容器包装
- ・ゴム製の器具又は容器包装
- ・金属缶

(一般規格等の設定)

油脂又は脂肪性食品用の器具・容器包装にフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)を用いたポリ塩化ビニル(PVC)の使用を禁止。

○おもちゃ

- ・うつし絵、折り紙、ゴム製おしゃぶり、塗膜、フタル酸エステル類、アクセサリーがん具、着色料等の規格及び基準を設定

○洗浄剤

- ・食品衛生の観点から、ヒ素、重金属、メタノール等の試験法、漂白剤・着色料等の規格及び使用基準を設定

調査研究の推進

- ・器具・容器包装に使用される物質の調査研究